

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時六分開議

○宮下主査 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。階猛君。

○階分科員 国民民主党の階猛です。

まず、内閣府に質問しますけれども、きのう中央公聴会が開かれました、公述人として、明石順平さんという方がこの本について口頭で説明されたんですね。詳しくは本を読んでくださいということで、私、読ませていただいたんですが、その中から抜粋したものが一番最後のページのグラフです。

このグラフを見ていただくとわかるとおり、一番上が、平成十七年基準による家計最終消費支出と、明石さんが計算した世帯数掛ける名目家計消費指数との比較ということで、二つのグラフがパラレルに、ほぼパラレルに動いているわけですね。ところが、二十三年基準に変わってから、この両者のパラレルな関係に変化が出てきている。一六年に改定がされまして、家計最終消費支出が変

わったわけですがけれども、以降、ここで出ているのは、一五年、一六年、これが新基準で算定したもののようなんです。乖離がどんどん広がっている状況なんです。

一番下のグラフは、この乖離がどの程度のものかということなんです。上の方に二つ数字が並んでいて、二〇一五年はこの乖離が四・三ポイントですか、二〇一六年は五・六ポイント、広がっているわけですね。これを明石さんはきのうワニの口と言っていたわけですが、真ん中のグラフの右のところを指していると思うんですが、これも、このワニの口が広がっている、その理由について御説明いただけますか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の書籍の中で示されており、世帯数を考慮いたしました家計調査の数字について、詳細については存じ上げておりませんが、GDPの年次推計におきましては、家計最終消費支出の暦年値については工業統計などの大規模で詳細な供給側、売り手側の基礎統計を用いて推計しております。両者を比較することは困難と考えております。

○階分科員 比較することは困難と言っていますけれども、比較した結果が客観的にあらわれているわけですね。いいですか。グラフを見ていただければ一目瞭然なんですけれども、なぜか、平成二十三年基準にした瞬間にこういう乖離が出てきているわけですよ。なぜこういうふうなワニの口が開いたのか、その理由を説明してください。客観的なデータに基づいて聞いています。その理由、

お答えください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げました、両者の基礎統計がまず違うというところで、比較することは困難というふうな存じております。

ただ、今御指摘ございました、基礎統計の作成省庁とも連携いたしました、GDP統計の精度向上に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○階分科員 それは、この乖離の理由について説明をするということですね。今じゃなくても、なるべく早く説明することによって受けとめていいですか。お答えください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、基礎統計作成省庁とも連携いたしました、精度向上に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○階分科員 それを聞いているんじゃない、精度向上に取り組みじゃなくて、この乖離の理由を説明してください。これがアベノミクス偽装だとかの明石さんが言っていたんです。偽装の大きな一つだと言っていたわけですよ。そういう疑いかけられているんだから、疑惑を晴らすために説明責任を果たしてください。即刻説明してください。できなければ、きょうじゅうに資料をつくって説明しに来てください。どうぞ。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたが、この世帯数を考慮いたしました家計調査の数字、本当につまりらかに私ども詳細を存じておりません。

ただ、御指摘ございましたので、検討させていただきます。

○階分科員 検討ではなくて、これは偽装だと言われているから、きょうじゅうに説明がない場合は、あしたテレビ入りの質疑で、これは偽装だということに反論できなかったという話になりませんよ。いいんですか。

きょうじゅうに説明してください。でなければ、これについては、内閣府から明確な理由の説明がない、なぜこれだけ差が開いたのか説明がないということ、偽装だということ、言わせていただきますが、きょうじゅうに説明できますか、できませんか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

GDPの統計でございますが、作成方法をオープンにしながら推計しております。

具体的に、この乖離幅について私も統計部局としてどこまで検討できるかというところがちょっとわかりませんが、私も偽装というようなことは全くしておりませんが……（階分科員「だから説明しろって言っているじゃないですか。そうじゃないんだつたら」と呼ぶ）はい。そうではないという理由を説明するというところでございましょうか。（階分科員「ちゃんと整理して」と呼ぶ）検討させていただきます。

○階分科員 では、ここで言うおきますけれども、きょうじゅうに説明が来れない場合には、あした、そういう観点から、私じゃないかもしれませんが、テレビ入りの方に指摘させていただきますから。

それと、さつき事務方の人にお願したんですけれども、このお配りしている資料、最後のページのグラフ、これは一六年までしかないんですよ、真ん中のワニの口のグラフ。で、一七年の数字も出してくれないかと言ったら、これは出せませんという話で、待っていたら、さつき急に、やつぱり出せませんという話になっていました。これも出してもらえますか。内閣府。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

検討して対応させていただきます。

○階分科員 これも出せないということであれば、いよいよ怪しいわけですよ。

それと、もう一つ怪しいこと。総務省、いいですか。この明石さんが言っている世帯数掛ける名目家計消費指数のうち、名目家計消費指数、何で二〇一七年十二月をもって指数を出すのをやめたんですか。お答えください。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

家計消費指数は、平成三十年一月分から公表を取りやめております。ただ、平成三十年一月分からは、消費動向指数を作成して公表を開始しておりますので、そちらに接続しているということでございます。

ただ、この点については、ホームページにも記述がございませんし、わかりにくいということでございますので、この点がわかりやすくなるように、ホームページにも説明を加えていきたいと思っております。

○階分科員 ごまかして答えていますけれども、この名目家計消費指数、二〇〇二年を一〇〇とし

ていましたよね、それはいいですよ。この明石さんの資料でいうと二〇〇二年となってますね。それで、二〇一七年十二月でやめた理由は、去年の一月から家計調査のやり方が大きく変わりましたよね、ここで断絶が生じてしまうからですよ。

きょう、資料を配っていますけれども、私もこの間、委員会で指摘しましたけれども、家計調査のやり方を変えたことによって大きく数字が変わっているんですよ。

資料の五ページ目です。この間も指摘したとおり、下の方で私が手書きで書いた数字、これは委員会が参考人が認めてくれましたけれども、消費支出では月で三千八百九十二円、年額にすると五万ぐらいでしょうか、五万近く。あと、実収入でいくと月で四万二千九百五十円、年間にすると五十万円近くでしょうか。パーセンテージだと、それぞれ一・四％、八・〇％、これぐらいのポイントが上がっているわけですね。一・四％ポイント、八・〇％ポイント上昇しているわけですよ。

だから、二〇〇二年を一〇〇として指数をつくと、これが大きく上振れしてしまうから去年でやめたんじゃないですか。違いますか。お答えください。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

家計調査の結果につきましては、御指摘のとおり、調査票である家計簿の様式の変更ということ、世帯の記入状況がよくなりまして、支出額等が増加するということが間違いない事実でございます。実際、上がっております。

その点については、どれぐらい新旧家計簿で差

が出たかというところはわかるように数値を公表しておりますので、その点については、いずれの数値を使うかというところはユーザー側できちんと御判断いただけるものと思っております。

○階分科員

答えていませんよ。

私が言っているのは、なぜ、先ほどの指数、グラフの上がつっていたところ、名目家計消費指数をやめたのか。最初に答えていたことは、私は、これはごまかしだと言いました。

本当の理由は、去年の一月から家計調査のやり方が変わったので、二〇〇二年からの指数を出したとすると、これが大きく上振れしてしまつて都合が悪いからじゃないですか。違いますか。

○佐伯政府参考人

お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、新しい消費動向指数というものを公表しております、これに家計消費指数は接続するというところでございまして、新しい消費動向指数を計算するに当たっては、新しい家計簿の影響がどれぐらいになっているかというところも考慮しながら作成しておりますので、委員が御指摘になつたような意図は全くないというふうに考えております。

○階分科員 答えていません。質問に答えていません。とめてください。

○宮下主査 必ずしもそうではないと答えているんじゃないですか。（階分科員「いや、全然質問に答えていませんよ。ではもう一回言いますね」と呼ぶ）はい。

階君。

○階分科員 よろしいですか。私が聞いているの

は、なぜ指数の算出を二〇一七年十二月で打ち切つたのか、これを聞いていますよ。

私が考えているのは、ちょうど二〇一八年の一月から家計調査のやり方を変えて、私が指摘して総務省もお認めになつたとおり、家計調査の収入や支出の額は上振れしている、この状況で二〇〇二年から継続した指数をとつた場合、段差があるのに指数化するとおかしな数字になるから、それで、今までずっと出してきた名目家計消費指数をやめたんじゃないですかということを行っているわけですよ。そうじゃないんですか、端的にお答えください。

○宮下主査

段差が発生するからやめたのかどうなのか、その点に着目して明快に答えてください。

○佐伯政府参考人

お答えいたします。

御指摘のとおり、新の家計簿を使ったことによつて支出額はふえるということ、それをそのまま名目で出すとふえるんですけれども、その点を調整するために変動調整ということを行いまし、それで数値を出しているということでございます、御指摘のような意図は全くないということでございます。

○階分科員 それだったら、まず、二〇一八年のものも出さないと。出せばいいじゃないですか。

そのC T Iなる指数も、別途出しているのはそれはそれでいいですよ。でも、過去との比較をするのに、途中からデータを出すのをやめられても困るわけですよ。

家計調査自体はやっていて、段差も問題ないというんだしたら、出せばいいじゃないですか。両

方出してもらわないと、明石さんの批判に対する反論もできないんですよ。それ、すぐ出せるですよ。出してください。

○佐伯政府参考人 持ち帰って検討させていただきます。

○階分科員 これを出さないと、疑惑はますます深まるということですよ。よろしく願います。

さて、経産大臣、お待たせしました。

キャッシュレス・消費者還元事業、来年度分だけという二千八百億円。消費者に還元されるのは、そのうちたつたの千七百八十六億円だと思えますけれども、これの事業の発案者は誰なんですか。

○世耕国務大臣

これは結構、経緯がありまして、

まず、二〇一七年の六月に未来投資戦略二〇一七というのが策定されました。このときに、今後十年間にキャッシュレス決済比率を倍増して四割程度にすることを目指すということが決まりました。

その上で、昨年、二〇一八年四月に、今度は、キャッシュレス・ビジョンというのが、これはキャッシュレス検討会というところで議論が行われまして、この四〇%の目標を、二〇一七年の未来投資戦略では、十年間でということですから二〇二七年だつたわけですが、これを、当時、万博誘致中ということもありまして、大阪・関西万博の二〇二五年ごろまでにキャッシュレス決済比率四〇%を目指すということになりました。

その上で、去年の六月に閣議決定をされました骨太の方針に、このキャッシュレスの推進という

ことが盛り込まれたという形で、段階を追って、政策としてキャッシュレスを進めていくということが決まっているわけでありませぬ。

こうした中で、消費税率の引上げに伴って、まず需要の平準化策をしっかりとやらなければいけないという中で、経産省として、こういう閣議決定等がある行われている、そして消費税上げに基づく需要の平準化を行わなければいけない、そしてキャッシュレス化も進めなければいけないという状況の中で検討を行って、具体策として今回の制度を立案したということでありませぬ。

○階分科員 それで、私も予算委員会の本体の方でも指摘しましたけれども、キャッシュレス化推進もいいと思うんですよ。ただ、消費税対策とセットにするのはどうか、そして、そのためにこれだけのお金を使う必要があるのかということをご指摘してきたわけですね。

どうも、さっきの内訳、二千七百九十八億のうち、実際にポイントで還元される分は千七百八十六億円だ。しかも、業界団体を通じてそのお金は流されるということとして、これはひよつとすると決済事業者のためにやっている、そんな節も見えるわけですね。

私が調べたところ、直近の国民政治協会、自民党さんの政治資金団体がありますよね。こちらにセブン&アイ・ホールディングス、ナナコをやっている会社の親会社です、ここが一十億も献金していますね。違いますか。（発言する者あり）ちよつと待ってくださいね。今、資料をちよつと見ますから。国会図書館から調べてもらった。ごめ

んなさい、一千億じゃない、一千万円です、一千万円。ごめんなさい。訂正します。一千万円ですでも、一千万円も大きなお金ですよ。大きなお金です。

一千万円も献金しているわけですが、その子会社である、ナナコを運営している会社にはこういう恩恵が来るということで、二ページ目につけていますけれども、二ページ目、コンビニのフランチャイズの方にも、二%ですけれどもポイント還元がされる。

調べると、左側は、国から補助しない直営店とか大企業に該当する加盟店ですと言っているんですが、フランチャイジーの方が圧倒的に、九割方そうですよ。だから、これはほとんど、そういうコンビニ業界、そうしたところに恩恵を及ぼすために、大企業ですよ、中小企業というよりは大企業なので、そういうところにお金を流すためにやっているんじゃないかということ、私はこの予算の組み方も問題だと思えますよ。業界団体に配慮したものじゃないんですか。お答えください。**○世耕国務大臣** まず、この政策の目的というものをちゃんと御理解をいただきたいと思うんですけれども、今回、消費税を八から一〇に上げる、五から八に上げるときと一番違うのは何かというと、五から八に上げるときは、非常に転嫁対策を重視した結果、一切、上げることをタイミングとしたセールその他は絶対やっちゃだめだという形でいったわけですね。

ところが、今回、八から一〇に上げるときは、十月一日を契機として、消費税返しますとか消費

税要りませぬというセールはまずいですが、十月一日からセールやりますとかポイント還元やります、それは構わないというガイドラインになっているんです。

そういう中で、大企業、大手は必ず自分たちでそれをやってくるというときに、資本力のない中小・小規模事業者の小売店等がちゃんとそれにキヤッチアップをできるように、そこを、まさにキャッシュレスを進めるという政策目標とあわせて、まず中小・小規模の小売店を始めとする事業者に対して、しっかりと、ポイント還元セールという形で、大企業に、大手に対抗できるようにしようというのが今回の政策目的です。

その上で、副次的効果として、消費者に五%のポイントが返ってくるわけですね。みんな、チラシでクーポンを探して、一円でも安く牛乳とかを買ってくるわけですよ。そこで五%のポイントが返ってくるということは、次には消費者に大きなメリットがあるということでありませぬ。

我々は、決済事業者をもうけさせようなんてことは全く考えたことはありません。ただ、決済事業者のインフラは使わせてもらいます。新たにインフラを、システムをつくっていったら、これは膨大なコストがかかりますから、既存の決済事業者のインフラを使わせてもらうという意味では、決済事業者に御協力を逆にお願ひすることになります。

フランチャイズについては、これは、本来、今私が申し上げた趣旨からいけば、同じコンビニエンスストアでも中小企業に当たるところと大手の

直営に当たるところが両方あって、本来は、大手の直営はどうぞ御勝手に、そして中小企業のところを五%ポイント還元補助というのが本来の姿ですが、それは、一般の消費者から見たら、同じ看板の店で直営か中小企業かなんてことは誰も考えていないわけですから、これは統一的にやろうと二%に抑える。

ただし、この二%も、フランチャイズ本部の直営の店は、基本的にはフランチャイズ本部の負担でやってもらうわけです。中小企業のところを、逆に、本来、五%やりたかったんだけど、混乱してはいけないので、フランチャイズの場合はブランドを使っているということもあるのです、ある種、大手の援助を受けているということもあるから二%にしたということなんです。

そういう意味で、政治献金とか全く関係なく、考えに考えてつくっておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

○階分科員 直営店とかは自前でやられるから補助金がないというお話ですけども、私、手元にコンビニ大手三社のデータというのが、二〇一七年度で見えていますけれども、フランチャイズの店舗が全体で、売上額に占める割合は九七・六%なんです。大手三社です。だから、圧倒的に恩恵を受ける方が多いというふうに思います。

その上でなんですけれども、恩恵を受けるといふ中の手段の一つに、ポイントを付与したけれども使われないで残ってしまったもの、これはこの決済事業者の利益になるんじゃないですか。端的にお答えください。

○世耕国務大臣 先ほども申し上げたように、決済事業者をもうけさせるつもりは全くありません。

当然、結局、消滅するポイントというのは、これはカードにもよりますし、いろいろな決済手段にもよりますけれども、一部には消滅するポイントというのがあるわけでありまして。使われないポイント分も含めて満額決済事業者を補助するというようなことにはならないように、各決済事業者のポイント価値の算出方法や失効率の実績というのが出てきますから、その実績も踏まえて、厳し目に見て、具体的な補助額の算定方法をしっかり決定をして、決済事業者が何かこのことによってもうけを得るようなことがないように、厳しい対応をしまいたいというふうに思っています。

○階分科員—そこで参考人にお尋ねしますけれども、今、補助金の額を決めるのにポイントの失効率とかも勘案するというお話でしたね。

そこで、直近の一年間で決済事業者等が日本国内で付与したポイントの総額と、そのうち失効した額は幾らなのか。

それから、もう一つ、続けてお尋ねしますけれども、キャッシュレス決済比率、これから、今二〇を四〇パーに伸ばすという話なんですけれども、今お聞きした金額はどのように変化すると予想されるか。

この二点について、事前に質問通告しております。お答えください。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、ポイントにつきましましては、各事業者がさまざまな形でポイントを発行しております。その

実際の価値でございますとかそれから付与の方法、それから期間、こういったものも区々でございまして、例えば失効率で申し上げますと、ほとんど失効しないというような仕組みの事業者さんもある一方で、二〇%、三〇%失効するといったような事業者さんいらっしゃるといふこととございまして、お尋ねでございますが、残念ながら、今、国内の発行ポイント総額それから失効額を網羅的に把握しているというところはございません。

それから、したがって、四〇%、これから十年弱でございますが、なっていくに当たって、どういった形のポイント制度を持った事業者がどういった形で伸びていくのか、あるいは将来においてどういったポイント制度というのが普及していくのかということがございますので、一概にここで予測して、どの程度になるといふことを申し上げることはできないと思っております。

○階分科員 よくそれで千七百八十六億という数字がはじき出されたものだと思いますよ。

それで、資料三ページ目についておりますけれども、表があつてその下に米印がありますけれども、「ポイント還元」については、「云々かんぬん」とあつて、括弧書きのところですね。「なお、三十一年度予算におけるポイント還元予算二千七百九十八億円のうち、ポイント還元本体の原資千七百八十六億円（六か月分）を単純に五千八百一十万円帯で割り戻すと、一世帯あたり〇・三万円」、三千円ですね、年間三千円ということだと思えます。

ところで、消費税が八%から一〇%、二%分上

がることによつて消費税の負担増がどれだけあるかというのがこの表の上の方に書いていますね、負担増。世帯年収別に分けて書いています。三千円とこの負担増の金額の比較を見ますと、個人住民税非課税世帯では六分の一にすぎません。二百五十から三百万円だと八分の一、五百から五百五十万円だと十二分の一、千五百万から以上だと二十五分の一。これしかポイント還元で付与されないわけです。でも、実際のところ、皆さん五%、五%と言っているわけだから、二%増税したよりも多く戻ってくるわけですよ。

それで、それを使わない手は普通の家庭はないと思うんですよ。どんどん使うという中で、一世帯当たり三千円にすぎないというのは、過少だと思えますよ。

予算委員会でも指摘したとおり、今計上している予算というのは全く足りなくて、これはどこかで上方修正といいますか、予算の増額を請求しなくちゃいけないんじゃないですか。

そもそも、ポイント付与にかかる約千八百億円、この予算額の算出根拠は全く乏しいのではないかと思いますけれども、大臣、お答えください。

○世耕国務大臣 約千八百億円の還元分の算出根拠が乏しいんじゃないか、その御批判は甘んじて受けざるを得ない面もあると思います。

なぜならば、例えば公共事業とかあるいは企業への補助金であれば、いろいろ過去の実績その他からかなり正確に算定ができるわけですけども、これは消費者の行動にかかわるところですので、なかなかわからないというのが現実です。

その上で、それでも我々、当然、これは予算ですから、ちゃんとした、やはり財政当局を説得しなければいけませんので、そういう意味では、足のキャッシュユレス比率、そして今回の事業への、これは中小企業が対象ですから、中小・小規模事業者の参加見込み、そして今回の事業によるキャッシュユレス比率の伸び、こういったところを関係業界等に聞き取りをして今回の金額は算定をさせていただきますました。

御批判は、私、御批判される気持ちはわかりませんが、我々としては、現時点でできる限りの情報を集めて一定の試算を示させていただいて、予算に計上させていただいているというところは御理解をいただきたいと思えます。

○階分科員 政府全体として、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、EBPMということを標榜されるのであれば、この千七百九十八億円の算出根拠、これをきっちり示していただきたい。これはぜひお願いします。最後に。

○世耕国務大臣 これは当然、数字をはじいた計算はあります。それが御納得いただけるかどうかはわかりません。我々としても、得られる範囲の状況で、財政当局もこれならばという形でやりましたので、それはお出しはできるというふうには。

EBPMという意味では、我々は、この制度を始めて九カ月ほったらかさうと思つていません。一カ月ごとぐらいにきちつと実施状況も見ていきたい。それがちゃんと消費の喚起につながっているか、キャッシュユレスの普及につながっているか、このをよく見ながら、予算の使用状況も見な

がら、月々しつかりと総括しながら、この政策は一歩一歩。

それだけでも推測に基づくデータでやっている部分もありますから、その分、運用段階で一カ月一カ月しつかりと見ていきたいということでは明確に申し上げておきたいと思えます。

○階分科員 今、現時点での算出根拠は出せるというお話でしたので、よろしくお願いいたします。では、終わります。ありがとうございました。